

5-1. 産科医療補償制度

分娩時の医療事故により障害を受けた方々の早期救済と、医療紛争の早期解決に資する産科補償制度を速やかに実現する(19年度中からの実施を目指す)。

通常の妊娠・分娩

脳性麻痺となつた場合

補償金の支払い

医療機関側に
過失あり

賠償

(医師賠償責任保険等への求償)

事故原因の究明

医療機関側に
過失なし

補償なし

今までは

無過失補償制度の創設

- 早期救済
- 紛争の早期解決
- 原因究明・再発防止

5-2. 診療行為に係る死因究明制度の構築(イメージ)

診療行為に係る死因究明制度を構築することにより、医療死亡事故の真相の解明と医師の責任範囲の明確化を図る。

